

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）（第一条関係）	1
○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）（第二条関係）	61
○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（第三条関係）	65
○ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）（第四条関係）	70
○ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）（第五条関係）	74
○ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）（第六条関係）	82
○ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）（第七条関係）	88
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第八条関係）	90
○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（附則第九条関係）	93
○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（附則第九条関係）	94
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（附則第九条関係）	95
○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百十号）（附則第九条関係）	96
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十条関係）	97
○ ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五十五号）（附則第十一条関係）	104
○ 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和八年法律第 号）（附則第十二条関係）	105

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条の八）</p> <p>第二章 一般廃棄物</p> <p>第一節 一般廃棄物の処理（第六条―<u>第六条の四</u>）</p> <p>第二節 一般廃棄物処理業（第七条―<u>第七条の五</u>）</p> <p>第三節 一般廃棄物処理施設（第八条―<u>第九条の七</u>）</p> <p>第四節 一般廃棄物の処理に係る特例（<u>第九条の八</u>―<u>第九条の十</u>）</p> <p>第五節 一般廃棄物の輸出（<u>第十条</u>）</p> <p>第三章 産業廃棄物</p> <p>第一節 産業廃棄物の処理（<u>第十一条</u>―<u>第十三条</u>）</p> <p>第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター</p> <p>第一款 情報処理センター（<u>第十三条の二</u>―<u>第十三条の十二</u>）</p> <p>第二款 産業廃棄物適正処理推進センター（<u>第十三条の十二</u>―<u>第十三条の十六</u>）</p> <p>第三節 産業廃棄物処理業（<u>第十四条</u>―<u>第十四条の三</u>の三）</p> <p>第四節 特別管理産業廃棄物処理業（<u>第十四条の四</u>―<u>第十四条の七</u>）</p> <p>第五節 産業廃棄物処理施設（<u>第十五条</u>―<u>第十五条の四</u>）</p> <p>第六節 産業廃棄物の処理に係る特例（<u>第十五条の四</u>の二―<u>第十五条の四</u>の四）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第五条の八）</p> <p>第二章 一般廃棄物</p> <p>第一節 一般廃棄物の処理（第六条―<u>第六条の三</u>）</p> <p>第二節 一般廃棄物処理業（第七条―<u>第七条の五</u>）</p> <p>第三節 一般廃棄物処理施設（第八条―<u>第九条の七</u>）</p> <p>第四節 一般廃棄物の処理に係る特例（<u>第九条の八</u>―<u>第九条の十</u>）</p> <p>第五節 一般廃棄物の輸出（<u>第十条</u>）</p> <p>第三章 産業廃棄物</p> <p>第一節 産業廃棄物の処理（<u>第十一条</u>―<u>第十三条</u>）</p> <p>第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター</p> <p>第一款 情報処理センター（<u>第十三条の二</u>―<u>第十三条の十二</u>）</p> <p>第二款 産業廃棄物適正処理推進センター（<u>第十三条の十二</u>―<u>第十三条の十六</u>）</p> <p>第三節 産業廃棄物処理業（<u>第十四条</u>―<u>第十四条の三</u>の三）</p> <p>第四節 特別管理産業廃棄物処理業（<u>第十四条の四</u>―<u>第十四条の七</u>）</p> <p>第五節 産業廃棄物処理施設（<u>第十五条</u>―<u>第十五条の四</u>）</p> <p>第六節 産業廃棄物の処理に係る特例（<u>第十五条の四</u>の二―<u>第十五条の四</u>の四）</p>

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出（第十五条の四の五―第十五条の四の七）

第三章の二 廃棄物処理センター（第十五条の五―第十五条の十六）

第三章の三 廃棄物が地下にある土地の形質の変更（第十五条の十七―第十五条の十九）

第四章 雑則（第十六条―第二十四条の六）

第四章の二 要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品

第一節 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業（第二十四条の七―第二十四条の十四）

第二節 要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業（第二十四条の十五―第二十四条の二十一）

第三節 雑則（第二十四条の二十二―第二十四条の三十六）

第五章 罰則（第二十五条―第三十四条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物並びに要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出（第十五条の四の五―第十五条の四の七）

第三章の二 廃棄物処理センター（第十五条の五―第十五条の十六）

第三章の三 廃棄物が地下にある土地の形質の変更（第十五条の十七―第十五条の十九）

第四章 雑則（第十六条―第二十四条の六）

第五章 罰則（第二十五条―第三十四条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2～6 (略)

7 この法律において「使用済金属・プラスチック物品」とは、使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るもの（廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

8 この法律において「要適正保管使用済金属・プラスチック物品」とは、使用済金属・プラスチック物品であつて、適正でない保管（譲渡のためのものに限る。）が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な保管と生活環境の保全上同等の保管（譲渡のためのものに限る。）を要するものをいう。

9 この法律において「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とは、使用済金属・プラスチック物品であつて、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するものをいう。

(非常災害廃棄物の処理の原則)

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物（以下「非常災害廃棄物」という。）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生

(定義)

第二条 (略)

2～6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(非常災害により生じた廃棄物の処理の原則)

第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処

上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害廃棄物は、その発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたつて生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

(非常災害時における連携及び協力の確保)

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(都道府県による非常災害廃棄物の処理に関する協定の締結)

第五条の六の二 都道府県は、非常災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者その他の非常災害廃棄物の適正な収集、運搬又は処分を行うことができる者（これらの者を主たる構成員とする団体を含む。以下この項及び第六条の四第一項において「非常災害廃棄物適正処理業者」という。）との間において、当該都道府県の知事の求めに応じて当該非常災害廃棄物適正処理業者が当該都道府県の区域内における非常災害廃棄物を処理することその他環境省令で定める事項をその内容に含む協定を締結するよう努め

理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたつて生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

(非常災害時における連携及び協力の確保)

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(新設)

なければならない。

2| 都道府県は、非常災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、当該都道府県の区域内の市町村又は当該都道府県に隣接する都道府県との間において、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他環境省令で定める事項をその内容に含む協定を締結するよう努めなければならない。

第二章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第六条 (略)

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜五 (略)

六 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策に関する事項

3・4 (略)

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生を含む)。第七条第三項、第五項第

第二章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理

(一般廃棄物処理計画)

第六条 (略)

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜五 (略)

(新設)

3・4 (略)

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む)。第七条第三項、

四号ニからへまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項（第九条の三の三第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項及び第三項、第二十四条の七第三項及び第五項第二号ニからへまで、第二十四条の九第一号、第二十四条の十第一項第五号、第二十四条の十五第三項、第二十四条の二十九第二項、第二十四条の三十三第二項及び第三項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）をしなければならぬ。

2 (略)

3| 市町村から非常災害廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。以下この項及び第九条の三の三第一項において同じ。）の収集、運搬又は処分¹の委託を受けた者（以下この項及び同条第一項において「非常災害廃棄物処理受託者」という。）は、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の前項の政令で定める基準（以下「一般廃棄物処理委託基準」という。）に従う場合に限り、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託することができる。当該非常災害廃棄物処理受託者から非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分¹の委託を受けた者（同条第一項において「非常災害廃棄物処理再受託者」という。）が、一般廃棄物処理計画に従い、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他

第五項第四号ニからへまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第一項第二号及び第三項、第九条の三第十二項（第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。）をしなければならぬ。

2 (略)

(新設)

人に委託するときも、同様とする。

4| (略)

5| 市町村から特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者（以下この項及び第九条の三の三第二項において「特別管理非常災害廃棄物処理受託者」という。）は、市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の政令で定める基準（以下「特別管理一般廃棄物処理委託基準」という。）に従う場合に限り、当該特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託することができる。当該特別管理非常災害廃棄物処理受託者から特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者（同条第二項において「特別管理非常災害廃棄物処理再受託者」という。）が、一般廃棄物処理計画に従い、当該特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託するときも、同様とする。

6| 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分をすることができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分をするように努めるとともに、自ら処分をしない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

7| 9| (略)

(市町村による非常災害廃棄物の処理に関する協定の締結)

3| (略)

(新設)

4| 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分をすることができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5| 7| (略)

第六条の四 市町村は、非常災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、非常災害廃棄物適正処理業者との間において、当該市町村の長の求めに応じて当該非常災害廃棄物適正処理業者が一般廃棄物処理委託基準又は特別管理一般廃棄物処理委託基準に従つて非常災害廃棄物の処理の委託を受けることその他環境省令で定める事項をその内容を含む協定を締結するよう努めなければならない。

2| 市町村は、非常災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県又は当該都道府県の区域内の他の市町村との間において、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他環境省令で定める事項をその内容を含む協定を締結するよう努めなければならない。

第二節 一般廃棄物処理業

(一) 一般廃棄物処理業

第七条 (略)

2と4 (略)

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一と三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イとハ (略)

ニ この法律(第四章の二の規定及び当該規定に係る罰則を除く。以下同じ。)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)そ

(新設)

第二節 一般廃棄物処理業

(一) 一般廃棄物処理業

第七条 (略)

2と4 (略)

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一と三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イとハ (略)

ニ この法律、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくは

の他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（業務、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者

これらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（業務、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者

を含む。第十三条の七及び第三十一条を除き、以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

へ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生を含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト・チ（略）

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハ及び第二十四条の七第五項第二号ヌにおいて同じ。）がいからちまでのいずれかに該当するもの

ヌ・ル（略）

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物の処分をする場合に限る。）

められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

へ 第七条の四若しくは第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト・チ（略）

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。）がいからちまでのいずれかに該当するもの

ヌ・ル（略）

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者
その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～16 (略)

(変更の許可等)

第七条の二 (略)

2～4 (略)

(削る。)

(事業の停止)

第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処
分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその
事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下
この号、第九条の二第一項第三号、第十四条の三第一号及び第十
五条の二の七第三号において「違反行為」という。）をしたとき
、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若し
くは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

二・三 (略)

第三節 一般廃棄物処理施設

ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者そ
その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～16 (略)

(変更の許可等)

第七条の二 (略)

2～4 (略)

- 5| 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれら
の者の前条第五項第四号りに規定する法定代理人、同号又に規定す
る役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イ
に該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当する
に至つたときも、前項と同様とする。

(事業の停止)

第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処
分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその
事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下
「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為
をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違
反行為をすることを助けたとき。

二・三 (略)

第三節 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設の許可)

第八条 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。))及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(第六条の二第一項の規定により一般廃棄物の処分をするために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 6 (略)

(変更の許可等)

第九条 (略)

2 6 (略)

(削る。)

(市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例)

第九条の三の二 市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しよう

(一般廃棄物処理施設の許可)

第八条 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。))及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 6 (略)

(変更の許可等)

第九条 (略)

2 6 (略)

7 第八条第一項の許可を受けた者又はその者の第七条第五項第四号りに規定する法定代理人、同号次に規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

(市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例)

第九条の三の二 市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれ

とすることは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

2 (略)

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例)

第九条の三の三 非常災害廃棄物の処分を行う非常災害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄物処理再受託者又は第六条の二第三項後段の規定による処分の委託を受けた者は、当該非常災害廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（当該一般廃棄物処理施設が繊維くずの破砕施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設として政令で定めるものである場合にあつては、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類）を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2| 特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は第六条の二第五項後段の規定による処分の委託を受けた者は、当該特別管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処分を行うことができる一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲

を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

2 (略)

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例)

第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

ける事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

3| 前二項の規定による届出をしようとする者は、前二項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前二項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならぬ。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に關し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

4| 第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第一項の規定による届出及び同項の規定による届出をした者について、第九条第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第九項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の三第三項の規定及び」と、「市町村」とあるのは「者」と、「第二項中「同項」とあるのは「前項」とあるのは「同条第三項中「前二項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、「者は、前二項に」とあるのは「者は、第一項に」と、「より、前二項に」とあるのは「より、第一項に」と、第九条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三の三第四項において準用する第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

2| 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならぬ。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に關し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

3| 第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第一項の規定による届出について、第九条第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第三項、第四項、第八項及び第九項中「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の三第二項の規定及び」と、「第二項中」とあるのは「同条第二項中「前項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、「と、第九条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

5| 第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第二項の規定による届出及び同項の規定による届出をした者について、第九条第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第九項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の三第三項の規定及び」と、「市町村」とあるのは「者」と、「第二項中「同項」とあるのは「前項」とあるのは「同条第三項中「前二項の」とあるのは「第五項において準用する第九条の三第八項の」と、「者は、前二項に」とあるのは「者は、前項に」と、「より、前二項に」とあるのは「より、前項に」と、第九条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三の三第五項において準用する第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

(新設)

(非常災害廃棄物の処分のための最終処分場の設置者の指定)

第九条の三の四 都道府県知事は、非常災害廃棄物の適正な処理を円滑かつ迅速に行うため、当該都道府県の区域内の一般廃棄物処理施設(第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものに限る。以下この条において「一般廃棄物最終処分場」という。)又は産業廃棄物処理施設(第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、産業廃棄物の最終処分場であつて、第十五条の二の五第一項の規定に基づき一般廃棄物処理施設として設置されているものに限る。以下この条において「産業廃棄物最終処分場」という。)であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置

(新設)

- 者として指定することができる。
- 1 当該一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
 - 2 その申請の内容が廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - 3 申請者の能力が非常災害廃棄物の処分を円滑かつ迅速に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、その旨を当該指定に係る一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の所在地を管轄する市町村の長に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 4 第一項の規定による指定を受けた一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置者（第七項において「指定非常災害廃棄物最終処分場設置者」という。）は、非常災害時において市町村から一般廃棄物処理委託基準又は特別管理一般廃棄物処理委託基準に従つて非常災害廃棄物の処分（当該非常災害廃棄物最終処分場における非常災害廃棄物の処分に限る。第七項第二号において同じ。）の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならない。
- 5 第一項の規定による指定を受けた一般廃棄物最終処分場の設置者は、第八条の二の二第一項の規定にかかわらず、同項の都道府県知事の検査を受けることを要しない。
- 6 第一項の規定による指定を受けた産業廃棄物最終処分場の設置者

は、第十五条の二の二第一項の規定にかかわらず、同項の都道府県知事の検査を受けることを要しない。

7 都道府県知事は、指定非常災害廃棄物最終処分場設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 正当な理由がなく、市町村から一般廃棄物処理委託基準又は特別管理一般廃棄物処理委託基準に従つて非常災害廃棄物の処分の委託を受けることを拒否したとき。

(周辺地域への配慮)

第九条の四 第八条第一項の許可を受けた者、第九条の三第一項の規定による届出をした市町村及び第九条の三の三第一項又は第二項の規定による届出をした者（以下「一般廃棄物処理施設の設置者」という。）は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。

(合併及び分割)

第九条の六 許可施設設置者又は第九条の三の三第一項若しくは第二項の規定による届出をした者（以下この項及び次条において「許可施設設置者等」という。）である法人の合併の場合（許可施設設置者等である法人と許可施設設置者等でない法人が合併する場合において、許可施設設置者等である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る一般廃棄物処理施設を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の認可

(周辺地域への配慮)

第九条の四 第八条第一項の許可を受けた者、第九条の三第一項の規定による届出をした市町村及び前条第一項の規定による届出をした者（以下「一般廃棄物処理施設の設置者」という。）は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。

(合併及び分割)

第九条の六 許可施設設置者又は第九条の三の三第一項の規定による届出をした者（以下この項及び次条において「許可施設設置者等」という。）である法人の合併の場合（許可施設設置者等である法人と許可施設設置者等でない法人が合併する場合において、許可施設設置者等である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る一般廃棄物処理施設を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の認可を受けたときは

を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継した法人は、許可施設設置者等の地位を承継する。

2 (略)

第三章 産業廃棄物

第一節 産業廃棄物の処理

(事業者の処理)

第十二条 (略)

2 4 (略)

5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物の処分をする者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物の処分をした後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物

、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継した法人は、許可施設設置者等の地位を承継する。

2 (略)

第三章 産業廃棄物

第一節 産業廃棄物の処理

(事業者の処理)

第十二条 (略)

2 4 (略)

5 事業者（中間処理業者（発生から最終処分（埋立処分、海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。）又は再生をいう。以下同じ。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項並びに次条第五項から第七項までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除くものとし、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物をいう。以下同じ。）を含む。次項及び第七項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分

処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

6
13 (略)

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進セン

ター

第二款 産業廃棄物適正処理推進センター

(業務)

第十三条の十三 適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 四 (略)

五 産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。

六 (略)

第三節 産業廃棄物処理業

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項、第十五条の四の四第三項、第二十四条の十二第一項及び第二十

。業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

6
13 (略)

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進セン

ター

第二款 産業廃棄物適正処理推進センター

(業務)

第十三条の十三 適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 四 (略)

五 産業廃棄物が不適正に保管、収集、運搬又は処分された場合において、第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力を行うこと。

六 (略)

第三節 産業廃棄物処理業

(産業廃棄物処理業)

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の三まで、第十五条の四の二、第十五条の四の三第三項及び第十五条の四の四第三項において同じ。）の収集又は運搬を

四条の十九第一項において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ (略)

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)
又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

ハ～ヘ (略)

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物の処分をする場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～17 (略)

業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ (略)

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)
又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

ハ～ヘ (略)

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～17 (略)

(変更の許可等)

第十四条の二 (略)

2 (略)

3 第七条の二第三項及び第四項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ」とあるのは「第十四条第五項第二号イ(前条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）」又は第十四条第五項第二号ハからホまで(前条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロ」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

第四節 特別管理産業廃棄物処理業

(特別管理産業廃棄物処理業)

第十四条の四 (略)

2・5 (略)

(変更の許可等)

第十四条の二 (略)

2 (略)

3 第七条の二第三項から第五項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ」とあるのは「第十四条第五項第二号イ(前条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）」又は第十四条第五項第二号ハからホまで(前条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロ」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号又」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ(前条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

第四節 特別管理産業廃棄物処理業

(特別管理産業廃棄物処理業)

第十四条の四 (略)

2・5 (略)

6 特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管理産業廃棄物の処分をする場合に限る。）その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～18 (略)

(変更の許可等)

第十四条の五 (略)

2 (略)

3 第七条の二三項及び第四項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ）」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロ）」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

6 特別管理産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその特別管理産業廃棄物を処分する場合に限る。）その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7～18 (略)

(変更の許可等)

第十四条の五 (略)

2 (略)

3 第七条の二三項から第五項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ）」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロ）」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号又」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（前条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

第五節 産業廃棄物処理施設

(変更の許可等)

第十五条の二の六 (略)

2 (略)

3 第九条第三項から第六項までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十五条の二の六第一項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第十五条第二項第一号」と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設を」とあるのは「産業廃棄物処理施設を」と、同条第四項及び第五項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、同条第六項中「第七条第五項第四号口からトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロ」と読み替えるものとする。

第五節 産業廃棄物処理施設

(変更の許可等)

第十五条の二の六 (略)

2 (略)

3 第九条第三項から第七項までの規定は、産業廃棄物処理施設の設置者について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十五条の二の六第一項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第十五条第二項第一号」と、「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設を」とあるのは「産業廃棄物処理施設を」と、同条第四項及び第五項中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、同条第六項中「第七条第五項第四号口からトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（第七条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロ」と、同条第七項中「第七条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号又」とあるのは「同号二」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（第七条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出

(輸入の許可)

第十五条の四の五 (略)

2 (略)

3 環境大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一・二 (略)

三 申請者がその国外廃棄物の処分を他人に委託して行おうとする者である場合に於ては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること。

4 (略)

第四章 雑則

(指定有害廃棄物の処理の禁止)

第十六条の三 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの(以下「指定有害廃棄物」という。

)の保管、収集、運搬又は処分をしてはならない。

一 (略)

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分(再生を含む。)

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出

(輸入の許可)

第十五条の四の五 (略)

2 (略)

3 環境大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一・二 (略)

三 申請者がその国外廃棄物の処分を他人に委託して行おうとする者である場合に於ては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること。

4 (略)

第四章 雑則

(指定有害廃棄物の処理の禁止)

第十六条の三 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、人の健康又は生活環境に係る重大な被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として政令で定めるもの(以下「指定有害廃棄物」という。

)の保管、収集、運搬又は処分をしてはならない。

一 (略)

二 他の法令又はこれに基づく処分により行う指定有害廃棄物の保管、収集、運搬又は処分(再生することを含む。)

(削る。)

(有害使用済機器の保管等)

第十七条の二 使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下この条及び第三十条第六号において「有害使用済機器」という。）の保管又は処分を業として行おうとする者（適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものとして環境省令で定める者を除く。次項において「有害使用済機器保管等業者」という。）は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。その届けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2| 有害使用済機器保管等業者は、政令で定める有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、有害使用済機器の保管又は処分を行わなければならない。

3| 次条第一項、第十九条第一項、第三項及び第四項、第十九条の三（第一号及び第三号を除く。）並びに第十九条の五第一項（第二号から第四号までを除く。）及び第二項の規定は、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者について準用する。

4| 環境大臣は、第一項の適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣に協議しなければならない。

5| 有害使用済機器になる前の機器を所管する大臣は、必要があると認めるときは、環境大臣に対し、第一項の適正な有害使用済機器の

保管を行うことができる者を定める環境省令を定め、又はこれを変更することを求めることができる。

6| 前各項に定めるもののほか、有害使用済機器の保管又は処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物の処分をするために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。）又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に關し、必要な報告を求めることができる。

2 (略)

(措置命令)

第十九条の四 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。）又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に關し、必要な報告を求めることができる。

2 (略)

(措置命令)

第十九条の四 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生

じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者（第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第八項若しくは第九項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

(環境衛生指導員)

第二十条 第十九条第一項及び浄化槽法第五十三条第二項の規定による立入検査並びに廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため、都道府県知事は、環境省令で定める資格を有する職員のうちから、環境衛生指導員を命ずるものとする。

(技術管理者)

第二十一条 一般廃棄物処理施設（政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物の処分をするために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者）又は産業廃棄物処理施設（政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者は、当該一般廃

じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者（第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

(環境衛生指導員)

第二十条 第十九条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）及び浄化槽法第五十三条第二項の規定による立入検査並びに廃棄物の処理に関する指導の職務を行わせるため、都道府県知事は、環境省令で定める資格を有する職員のうちから、環境衛生指導員を命ずるものとする。

(技術管理者)

第二十一条 一般廃棄物処理施設（政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者）又は産業廃棄物処理施設（政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者は、当該一般廃棄

棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

2 (略)

3 第一項の技術管理者は、環境省令で定める資格（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物の処分をするために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

第二十一条の三 (略)

2・3 (略)

4 建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合（当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者である場合において、元請業者から委託を受けた当該廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときを除く。）には、第六条の二第八項及び第九項、第十二条第五項から第七項まで、第十二条の二第五項から第七項まで、第十二条の三並びに第十二条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

2 (略)

3 第一項の技術管理者は、環境省令で定める資格（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

(建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)

第二十一条の三 (略)

2・3 (略)

4 建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合（当該廃棄物が産業廃棄物であり、かつ、当該下請負人が産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者である場合において、元請業者から委託を受けた当該廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときを除く。）には、第六条の二第六項及び第七項、第十二条第五項から第七項まで、第十二条の二第五項から第七項まで、第十二条の三並びに第十二条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第一項の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

(非常災害廃棄物の処理に関する情報の提供等)

第二十三条の二の二 国は、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の市町村及び都道府県に対する提供並びに調査研究及び技術開発を推進するものとする。

2| 国は、前項に規定する情報及び技術的知識の市町村及び都道府県に対する提供並びに調査研究及び技術開発に関する事務を中間貯蔵・環境安全事業株式会社その他の機関に委託することができる。

(緊急時における環境大臣の事務執行)

第二十四条の三 第十八条第一項又は第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、生活環境の保全上特に必要があると環境大臣が認める場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係る部分に限る。)は、環境大臣に関する規定として環境大臣に適用があるものとする。

2 (略)

(事務の区分)

第二十四条の四 第十二条第三項及び第四項、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の三第七項、第十二条の五第九項、第十二条の六、第十二条の七第一項、第二項、第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第七項、第九項及び第十項、第十四条第一項、第二項、第六項及び第七項、第十四条の二第一項、同条第三項

(新設)

(緊急時における環境大臣の事務執行)

第二十四条の三 第十八条第一項又は第十九条第一項(第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、生活環境の保全上特に必要があると環境大臣が認める場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係る部分に限る。)は、環境大臣に関する規定として環境大臣に適用があるものとする。

2 (略)

(事務の区分)

第二十四条の四 第十二条第三項及び第四項、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の三第七項、第十二条の五第九項、第十二条の六、第十二条の七第一項、第二項、第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第七項、第九項及び第十項、第十四条第一項、第五項(第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)

において読み替えて準用する第七條の二第三項及び第四項、第十四條の三（第十四條の六において読み替えて準用する場合を含む。）
、第十四條の三の二第一項及び第二項（これらの規定を第十四條の六において準用する場合を含む。）
、第十四條の四第一項、第二項、第六項及び第七項、第十四條の五第一項、同條第三項において読み替えて準用する第七條の二第三項及び第四項、第十五條第一項、同條第四項から第六項まで（第十五條の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）
、第十五條の二第三項（第十五條の二の六第二項において準用する場合を含む。）
及び第五項、第十五條の二の二第一項、第十五條の二の四において読み替えて準用する第八條の五第四項、第十五條の二の六第一項、同條第三項において読み替えて準用する第九條第三項から第六項まで、第十五條の二の七、第十五條の三、第十五條の三の二第二項、第十五條の三の三第一項、第二項及び第五項、第十五條の四において読み替えて準用する第九條の五第一項及び第二項並びに第九條の六、第十五條の四において準用する第九條の七第二項、第十八條第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）
、第十九條第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）
、第十九條の三（第二号に係る部分に限る。）
、第十九條の五第一項（第十九條の十第二項において読み替えて準用する場合を含む。）
、第十九條の五第二項において準用する第十九條の四第二項、第十九條の六第一項、同條第二項において準用する第十九條の四第二項、第二十一條の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）
、第二十三條の三並びに第二十三條の四の規定により都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とする。

、第六項及び第十項（第十四條の二第二項において準用する場合を含む。）
、第十四條の二第二項、同條第三項において読み替えて準用する第七條の二第三項及び第四項、第十四條の三（第十四條の六において読み替えて準用する場合を含む。）
、第十四條の三の二第二項（第十四條の六において読み替えて準用する場合を含む。）
及び第二項（第十四條の六において準用する場合を含む。）
、第十四條の四第一項、第五項（第十四條の五第二項において準用する場合を含む。）
、第六項及び第十項（第十四條の五第二項において準用する場合を含む。）
、第十四條の五第一項、同條第三項において読み替えて準用する第七條の二第三項及び第四項、第十五條第一項、同條第四項から第六項まで（第十五條の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）
、第十五條の二第一項から第三項まで（第十五條の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）
及び第五項、第十五條の二の二第一項、第十五條の二の四において読み替えて準用する第八條の五第四項、第十五條の二の六第一項、同條第三項において読み替えて準用する第九條第三項から第六項まで、第十五條の二の七、第十五條の三、第十五條の三の二第二項、第十五條の三の三第一項及び第五項、第十五條の四において読み替えて準用する第九條の五第一項及び第二項並びに第九條の六、第十五條の四において準用する第九條の七第二項、第十七條の二第一項、同條第三項において準用する第十八條第一項、第十九條第一項、第十九條の三（第一号及び第三号を除く。）
及び第十九條の五第一項（第二号から第四号までを除く。）
、第十八條第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）
、第十九條第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に

第四章の二 要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要
適正再生使用済金属・プラスチック物品

第一節 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業

(要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業)

第二十四条の七 要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管(譲渡のためのものに限る。第五項第二号へ及びト、第二十四条の十二第一項並びに第二十四条の十四第一項第三号を除き、以下この節において同じ。)を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管の用に供する事業場の敷地面積が政令で定める面積以下である者その他要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管を適正かつ確実に行うことができる者として政令で定める者については、この限りでない。

2| 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業

限る。)、第十九条の三(第二号に係る部分に限る。)、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する第十九条の四第二項、第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項、第二十一条の二(産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。)、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とする。

(新設)

(新設)

(新設)

- の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとの更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う⁹⁾
- 3| 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4| 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5| 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない⁹⁾
- 一| その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 二| 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ| 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ| 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ| 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ニ| この章の規定若しくは当該規定に基づく処分、生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくは当該法令に基

づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 第二十四条の十第一項（第四号に係る部分を除く。）又は第二項（これらの規定を第二十四条の十七において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第二十四条の十第一項第三号（第二十四条の十七において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ヘ 第二十四条の十（第二十四条の十七において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項（第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。トにおいて同じ。）の規定による要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。）又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管（第二十四条の十五第一

項本文に規定する再生及び保管をいう。トにおいて同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト へに規定する期間内に次条第三項の規定による要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。）又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があつた場合において、への通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者

リ 暴力団員等

ヌ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからりまでのいずれかに該当するもの

ル 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからりまでのいずれかに該当する者のあるもの

ロ 個人で政令で定める使用人のうちにイからりまでのいずれかに該当する者のあるもの

ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することが

できる。

7| 第一項の許可を受けた者（以下「要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者」という。）は、政令で定める要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管に関する基準（以下「要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管基準」という。）に従い、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管を行わなければならない。

8| 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者は、帳簿を備え、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

9| 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（変更の許可等）

第二十四条の八 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2| 前条第五項及び第六項の規定は、前項の許可について準用する。

3| 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4| 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者は、前条第五項第二号ロからトまで又はヌからヲまで（同号ヌからヲまでに掲げ

（新設）

る者にあつては、同号イ、チ又はリに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（事業の停止）

第二十四条の九 都道府県知事は、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 この章の規定若しくは当該規定に基づく処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第二十四条の七第五項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第二十四条の七第六項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

（許可の取消し）

第二十四条の十 都道府県知事は、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第二十四条の七第五項第二号ハ若しくはニ（いずれも第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反

（新設）

（新設）

し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チ、リ若しくはワに該当するに至つたとき。

二 第二十四条の七第五項第二号又からワまで（同号ハ若しくは二）（いずれも第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チ若しくはリに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第二十四条の七第五項第二号又からワまで（同号ホに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第二十四条の七第五項第二号イ若しくはロ、同号ハ若しくは二（いずれも第一号に該当する場合を除く。）、同項第二号ホからトまで又は同号ヌからワまで（いずれも前二号に該当する場合を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

五 前条第一号に該当し状況が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

六 不正の手段により第二十四条の七第一項の許可（同条第二項の許可の更新を含む。）又は第二十四条の八第一項の変更の許可を受けたとき。

2| 都道府県知事は、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

（名義貸しの禁止）

第二十四条の十一 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者は、自己の名義をもつて、他人に要適正保管使用済金属・プラス

（新設）

チック物品の保管を業として行わせてはならない。

（一般廃棄物収集運搬業者等に係る要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管についての特例）

第二十四条の十二 次の各号に掲げる者は、第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、それぞれ当該各号に定める許可に係る一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物について行う保管と生活環境の保全上同等の要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行う保管（譲渡のためのものに限る。）に該当する行為を行うことができる。

- 一 一般廃棄物収集運搬業者 第七条第一項の許可
- 二 一般廃棄物処分業者 第七条第六項の許可
- 三 一般廃棄物処理施設の設置者（第八条第一項の許可を受けた者に限る。） 当該許可
- 四 産業廃棄物収集運搬業者 第十四条第一項の許可
- 五 産業廃棄物処分業者 第十四条第六項の許可
- 六 特別管理産業廃棄物収集運搬業者 第十四条の四第一項の許可
- 七 特別管理産業廃棄物処分業者 第十四条の四第六項の許可
- 八 産業廃棄物処理施設の設置者 第十五条第一項の許可

2| 前項の規定により要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管を行う者は、第二十四条の七第七項から第九項まで、前条及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者とみなす。

（新設）

(国内における要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管の原則)

第二十四条の十三 国内において収集された要適正保管使用済金属・プラスチック物品であつて、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等に該当するもの(以下「特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品」という。)の保管は、なるべく国内において適正にされなければならない。

(特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品の輸出)

第二十四条の十四 特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品を輸出しようとする者は、その特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

一 国内におけるその特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に保管がされることが困難であると認められる特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品の輸出であること。

二 前号に規定する特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品以外の特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品にあつては、国内における特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品の適正な保管に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準に適合する特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品の輸出であること。

三 その輸出に係る特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品

(新設)

(新設)

が要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管基準を下回らない方法により保管（譲渡のためのものに限る。）がされ、並びに次条第七項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生・保管基準を下回らない方法により同条第一項本文に規定する再生及び保管がされることが確実にであると認められること。

- 2| 前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。
- 一| 本邦から出国する者のうち、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品を携帯して輸出する者であつて環境省令で定めるものの
 - 二| 国その他の環境省令で定める者

第二節 要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業

（要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業）

第二十四条の十五 要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び当該再生のために行う保管（完成品の製造における工程の一部として行われる要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び当該再生のために行う保管を除く。第二十四条の二十及び第二十四条の二十一第一項を除き、以下単に「再生及び保管」という。）を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管の用に供する事業場の敷地面積が政令で定める面積以下である者その他要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を適正かつ確実に行うことができる者として政令で定める者については、この限りでない

（新設）

（新設）

- 2| 前項の許可は、五年を下らない期間であつて当該許可に係る事業の実施に関する能力及び実績を勘案して政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う⁹
- 3| 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4| 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5| 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない⁹
 - 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 申請者が第二十四条の七第五項第二号イからワまでのいずれにも該当しないこと。
- 6| 第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
- 7| 第一項の許可を受けた者（以下「要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者」という。）は、政令で定める要適正再生使用

「済金属・プラスチック物品の再生及び保管に関する基準（以下「要
適正再生使用済金属・プラスチック物品再生・保管基準」という。
）」に従い、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保
管を行わなければならない。

8| 第二十四条の七第八項及び第九項の規定は、要適正再生使用済金
属・プラスチック物品再生業者並びにその要適正再生使用済金属・
プラスチック物品の再生及び保管について準用する。

（変更の許可等）

第二十四条の十六 要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業
者は、その事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の
許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃
止であるときは、この限りでない。

2| 前条第五項及び第六項の規定は、前項の許可について準用する。

3| 第二十四条の八第三項及び第四項の規定は、要適正再生使用済金
属・プラスチック物品再生業者について準用する。

（準用）

第二十四条の十七 第二十四条の九及び第二十四条の十の規定は、要
適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者について準用する
。この場合において、第二十四条の九第二号中「第二十四条の七第
五項第一号」とあるのは「第二十四条の十五第五項第一号」と、同
条第三号中「第二十四条の七第六項（前条第二項）」とあるのは「第
二十四条の十五第六項（第二十四条の十六第二項）」と、第二十四条
の十第一項第六号中「第二十四条の七第一項」とあるのは「第二十

（新設）

（新設）

四条の十五第一項」と、「第二十四条の八第一項」とあるのは「第二十四条の十六第一項」と読み替えるものとする。

(名義貸しの禁止)

第二十四条の十八 要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者は、自己の名義をもつて、他人に要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業として行わせてはならない。

(新設)

(一般廃棄物処分業者等に係る要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管についての特例)

第二十四条の十九 次の各号に掲げる者は、第二十四条の十五第一項

(新設)

の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、それぞれ当該各号に定める許可に係る一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管と生活環境の保全上同等の要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管に該当する行為を行うことができる。

一 一般廃棄物処分業者 第七条第六項の許可

二 一般廃棄物処理施設の設置者(第八条第一項の許可を受けた者に限る。) 当該許可

三 産業廃棄物処分業者 第十四条第六項の許可

四 特別管理産業廃棄物処分業者 第十四条の四第六項の許可

五 産業廃棄物処理施設の設置者 第十五条第一項の許可

2 前項の規定により要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を行う者は、第二十四条の十五第七項及び第八項、前条並びに第二十四条の二十四第二項の規定(これらの規定に係る罰則

を含む。)の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

(国内における要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生の原則)

第二十四条の二十 国内において収集された要適正再生使用済金属・プラスチック物品であつて、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等に該当するもの(以下「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品」という。)の再生及び当該再生のために行う保管は、なるべく国内において適正にされなければならない。

(特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の輸出)

第二十四条の二十一 特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出しようとする者は、その特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

一 国内におけるその特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び当該再生のために行う保管に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に再生及び当該再生のために行う保管がされることが困難であると認められる特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の輸出であること。

二 前号に規定する特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品以外の特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品にあつては、国内における特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の

(新設)

(新設)

適正な再生及び当該再生のために行う保管に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準に適合する特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の輸出であること。

三 その輸出に係る特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品が要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生・保管基準を下回らない方法により第二十四条の十五第一項本文に規定する再生及び保管がされ、並びに要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管基準を下回らない方法により保管（譲渡のためのものに限る。）がされることが確実であると認められること。

2| 前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

一 本邦から出国する者のうち、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を携帯して輸出する者であつて環境省令で定めるものの
二 国その他の環境省令で定める者

第三節 雑則

（報告の徴収）

第二十四条の二十二 都道府県知事は、この章の規定に係る罰則を含む。以下同じ。）の施行に必要な限度において、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。以下この項において同じ。）を業とする者その他の関係者に対し、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管に関し、必要な報告を求めることができる。

2| 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、要

（新設）

（新設）

適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業とする者その他の関係者に対し、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管に関し、必要な報告を求めることができる。

3| 環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物を輸出しようとする者又は輸出した者に対し、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。

4| 環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物を輸出しようとする者又は輸出した者に対し、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第二十四条の二十三 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管(譲渡のためのものに限る。以下この項において同じ。)を業とする者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(新設)

- 2| 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業とする者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 3| 環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物を輸出しようとする者又は輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 4| 環境大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物を輸出しようとする者又は輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品又は特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品であることの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 5| 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 6| 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第二十四条の二十四 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者により、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管基準に適合しない要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。以下この項において同じ。）が行われた場合において、都道府県知事は、当該要適正保管使用済金属・プラスチック物品の適正な保管の実施を確保するため、当該要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者に対し、期限を定めて、当該要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(新設)

2| 要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者により、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生・保管基準に適合しない要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管が行われた場合において、都道府県知事は、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の適正な再生及び保管の実施を確保するため、当該要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者に対し、期限を定めて、当該要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(措置命令)

第二十四条の二十五 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管基準に適合しない要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。以下この項において同じ。）が行われ

(新設)

た場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該保管を行った者

二 当該保管を行った者に対して当該保管をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該保管を行った者が当該保管をすることを助けた者があるときは、その者

2| 要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生・保管基準に適合しない要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一 当該再生及び保管を行った者

二 当該再生及び保管を行った者に対して当該再生及び保管をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該再生及び保管を行った者が当該再生及び保管をすることを助けた者があるときは、その者

3| 前二項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

第二十四条の二十六 次の各号に掲げる者が要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管基準に適合しない要適正保管使用済金属・プラスチック物品（当該各号に定める事項に係るものに限る。）の保

（新設）

管（譲渡のためのものに限る。第四号において同じ。）を行つてい
ると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、当
該各号に掲げる者に対し、要適正保管使用済金属・プラスチック物
品保管基準に従つて当該要適正保管使用済金属・プラスチック物品
の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずることが
できる。

一 第二十四条の七第二項の更新を受けなかつた者 当該更新を受
けなかつた許可

二 第二十四条の八第三項の規定による事業の全部又は一部の廃止
の届出をした者 当該届出

三 第二十四条の十第一項又は第二項の規定により第二十四条の七
第一項の許可を取り消された者 当該取り消された許可

四 第二十四条の七第一項の許可を受けないで要適正保管使用済金
属・プラスチック物品の保管を業として行つた者（同項ただし書
に該当する者を除く。） 当該許可を受けないで業として行つた
保管

2| 次の各号に掲げる者が要適正再生使用済金属・プラスチック物品
再生・保管基準に適合しない要適正再生使用済金属・プラスチック
物品（当該各号に定める事項に係るものに限る。）の保管（当該各
号に定める事項に係る当該要適正再生使用済金属・プラスチック物
品の再生のために行う保管に該当するものに限る。）を行つている
と認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、当該
各号に掲げる者に対し、要適正再生使用済金属・プラスチック物品
再生・保管基準に従つて当該要適正再生使用済金属・プラスチック
物品の保管をすることその他必要な措置を講ずべきことを命ずるこ

とができる。

一 第二十四条の十五第二項の更新を受けなかつた者 当該更新を受けなかつた許可

二 第二十四条の十六第三項において準用する第二十四条の八第三項の規定による事業の全部又は一部の廃止の届出をした者 当該届出

三 第二十四条の十七において準用する第二十四条の十の規定により第二十四条の十五第一項の許可を取り消された者 当該取り消された許可

四 第二十四条の十五第一項の許可を受けないで要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業として行つた者（同項ただし書に該当する者を除く。） 当該許可を受けないで業として行つた再生及び保管

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による命令をする場合について準用する。

（環境衛生指導員）

第二十四条の二十七 第二十四条の二十三第一項及び第二項の規定による立入検査並びに要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管（譲渡のためのものに限る。）並びに要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管に関する指導の職務を行わせるため 都道府県知事は、環境省令で定める資格を有する職員のうちから 環境衛生指導員を命ずるものとする。

（情報交換の促進等）

（新設）

第二十四条の二十八 国は、この章の規定により都道府県知事が行う要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品に係る事務が円滑に実施されるように、国と都道府県及び都道府県相互間の情報交換を促進するとともに、当該事務の実施の状況に応じて職員の派遣その他の必要な措置を講ずることに努めるものとする。

(新設)

(許可等に関する意見聴取)

第二十四条の二十九 都道府県知事は、第二十四条の七第一項又は第二十四条の十五第一項の許可をしようとするときは、第二十四条の七第五項第二号リからワまでに該当する事由(同号又からワまでに該当する事由にあつては、同号リに係るものに限る。次項及び次条において同じ。)の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くものとする。

(新設)

2 都道府県知事は、第二十四条の十第一項(第二十四条の十七において準用する場合を含む。)の規定による処分をしようとするときは、第二十四条の七第五項第二号リからワまでに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(都道府県知事への意見)

第二十四条の三十 警視総監又は道府県警察本部長は、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者について、第二十四条の七第五項第二号リからワまでに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があ

(新設)

るため、都道府県知事が当該要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者又は当該要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

（関係行政機関への照会等）

第二十四条の三十一 都道府県知事は、第二十四条の二十九に規定するもののほか、この章の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

（手数料）

第二十四条の三十二 第二十四条の十四第一項又は第二十四条の二十一第一項の確認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十四条の三十三 この章の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

2| 前項の規定により同項の政令で定める市の長がした処分（第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。

3| 第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその

（新設）

（新設）

（新設）

補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第二十四条の三十四 第二十四条の七第一項及び第二項、第二十四条の八第一項、同条第三項及び第四項（第二十四条の十六第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条の九（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の十（第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十四条の十五第一項及び第二項、第二十四条の十六第一項、第二十四条の二十二第一項及び第二項、第二十四条の二十三第一項及び第二項、第二十四条の二十四から第二十四条の二十六まで、第二十四条の二十九並びに第二十四条の三十の規定により都道府県が行うこととされている事務は、第一号法定受託事務とする⁹。

(権限の委任)

第二十四条の三十五 この章の規定に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境局長に委任することができる。

(新設)

(新設)

(経過措置)

第二十四条の三十六 この章の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 (略)

五 第七条の三、第十四条の三(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による命令に違反した者

六 第六条の二第八項、第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

七 十六 (略)

十七 第二十四条の七第一項の規定に違反して、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管(譲渡のためのものに限る。第十九号及び第二十二号において同じ。)を業として行つた者

十八 不正の手段により第二十四条の七第一項の許可(同条第二項の許可の更新を含む。)を受けた者

(新設)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四 (略)

五 第七条の三、第十四条の三(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項(第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)、又は第十九条の六第一項の規定による命令に違反した者

六 第六条の二第六項、第十二条第五項又は第十二条の二第五項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

七 十六 (略)

(新設)

(新設)

2	十九 第二十四条の八第一項の規定に違反して、要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管の事業を行った者	(新設)
	二十 不正の手段により第二十四条の八第一項の変更の許可を受けた者	(新設)
	二十一 第二十四条の九(第二十四条の十七において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二十四条の二十五第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者	(新設)
	二十二 第二十四条の十一の規定に違反して、他人に要適正保管使用済金属・プラスチック物品の保管を業として行わせた者	(新設)
	二十三 第二十四条の十四第一項の規定に違反して、特定要適正保管使用済金属・プラスチック物品を輸出した者	(新設)
	二十四 第二十四条の十五第一項の規定に違反して、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業として行つた者	(新設)
	二十五 不正の手段により第二十四条の十五第一項の許可(同条第二項の許可の更新を含む。)を受けた者	(新設)
	二十六 第二十四条の十六第一項の規定に違反して、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管の事業を行つた者	(新設)
	二十七 不正の手段により第二十四条の十六第一項の変更の許可を受けた者	(新設)
	二十八 第二十四条の十八の規定に違反して、他人に要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生及び保管を業として行わせた者	(新設)
	二十九 第二十四条の二十一第一項の規定に違反して、特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出した者	(新設)
2	前項第十二号、第十四号、第十五号、第二十三号及び第二十九号	前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

の罪の未遂は、罰する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の二第九項、第七条第十四項、第十二条第六項、第十二条の二第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

二 第九条の二、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の十第一項において読み替えて準用する第十九条の四第一項又は第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項の規定による命令に違反した者

三 三六（略）

七 第二十四条の二十四第一項若しくは第二項又は第二十四条の二十六第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

第二十七条 第二十五条第一項第十二号、第二十三号又は第二十九号の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条第六項（

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の二第七項、第七条第十四項、第十二条第六項、第十二条の二第六項、第十四条第十六項又は第十四条の四第十六項の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者

二 第九条の二、第十五条の二の七、第十九条の三（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の十第一項において読み替えて準用する第十九条の四第一項又は第十九条の十第二項において読み替えて準用する第十九条の五第一項の規定による命令に違反した者

三 三六（略）
（新設）

第二十七条 第二十五条第一項第十二号の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条第六項（

第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。
。)、第九条の三の三第一項若しくは第二項、同条第四項若しくは第五項において読み替えて準用する第九条の三第八項、第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

三 第九条の三の三第四項若しくは第五項において読み替えて準用する第九条の三第三項(第九条の三の三第四項又は第五項において読み替えて準用する第九条の三第九項において準用する場合を含む。)又は第九条の三の三第四項若しくは第五項において準用する第九条の三第十項の規定による命令に違反した者

四 〇七 (略)

八 第二十四条の八第四項(第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 〇五 (略)

(削る。)

六 第十八条の規定による報告(情報処理センターに係るものを除く。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の報告をした者

第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。
。)、第九条の三の三第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条の三第八項、第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 (略)

三 第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第三項(第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第九項において準用する場合を含む。)又は第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第十項の規定による命令に違反した者

四 〇七 (略)

(新設)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 〇五 (略)

六 第十七条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行つた者

七 第十八条第一項(第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第二項の規定による報告(情報処理センターに係るものを除く。以下この号において同じ。)をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第十九条第一項又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 (略)

九 第二十四条の七第八項(第二十四条の十五第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第二十四条の七第九項(第二十四条の十五第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

十 第二十四条の八第三項(第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第二十四条の二十二の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第二十四条の二十三第一項から第四項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号、第十五号、第十七号から第二十号まで、第二十三号から第二十七号まで若しくは第二十九号又は第二項 三億円以下の罰金刑

八 第十九条第一項(第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑

2 二
(略) (略)

2 二
(略) (略)

改正案	現行
<p>第十章 指定再資源化製品</p> <p>（廃棄物処理法の特例）</p> <p>第五十七条 認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条 第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定に かかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収 ・再資源化事業計画に従って行う使用済指定再資源化製品の再資源 化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定す る一般廃棄物をいう。第七項及び第九項において同じ。）又は産業 廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項 及び第八項において同じ。）を業として実施することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 認定自主回収・再資源化事業者は、<u>廃棄物処理法第六条の二第八</u> 項、<u>第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規</u> 定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は<u>廃棄物処理法第十二</u> 条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで 及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る 罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄 物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう 。以下この条において同じ。）若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄</p>	<p>第十章 指定再資源化製品</p> <p>（廃棄物処理法の特例）</p> <p>第五十七条 認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条 第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定に かかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収 ・再資源化事業計画に従って行う使用済指定再資源化製品の再資源 化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定す る一般廃棄物をいう。第七項において同じ。）又は産業廃棄物の収 集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同 じ。）を業として実施することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 認定自主回収・再資源化事業者は、<u>廃棄物処理法第六条の二第六</u> 項、<u>第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規</u> 定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は<u>廃棄物処理法第十二</u> 条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで 及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る 罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄 物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう 。以下この条において同じ。）若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄</p>

物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下この条において同じ。)又は産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下この条において同じ。)若しくは産業廃棄物処分業者(廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下この条において同じ。)とみなす。

5 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第八項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6・7 (略)

8| その認定自主回収・再資源化事業計画における自主回収及び再資源化の対象とする使用済指定再資源化製品が要適正保管使用済金属・プラスチック物品(廃棄物処理法第二条第八項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項において同じ。)に相当する場合における認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管(当該使用済指定再資源化製品に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。)に該当する行為を業として実施することができる。

物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下この条において同じ。)又は産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下この条において同じ。)若しくは産業廃棄物処分業者(廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下この条において同じ。)とみなす。

5 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6・7 (略)

(新設)

9) その認定自主回収・再資源化事業計画における自主回収及び再資源化の対象とする使用済指定再資源化製品が要適正再生使用済金属

(新設)

・プラスチック物品(廃棄物処理法第二条第九項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項において同じ。)に相当する場合における認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けず、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管に該当するものに限る。次項において同じ。)と生活環境の保全上同等の同条第一項本文に規定する再生及び保管(当該使用済指定再資源化製品に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。)に該当する行為を業として実施することができる。

10) 前項に規定する認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為を業として実施する者(認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第五十四条第二

(新設)

項第七号に規定する者に限る。)は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けず、当該使用済指定再資源化製品の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の前項に規定する再生及び保管に該当する行為を業として実施することができる。

11) 第八項に規定する認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理

(新設)

法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保

管業者（廃棄物処理法第二十四条の七第七項に規定する要適正保管
使用済金属・プラスチック物品保管業者をいう。）とみなす。

12 第九項に規定する認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理
法第二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第
二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。
）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再
生業者（廃棄物処理法第二十四条の十五第七項に規定する要適正再
生使用済金属・プラスチック物品再生業者をいう。次項において同
じ。）とみなす。

13 第十項に規定する者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項、
第二十四条の十八及び第二十四条の二十四第二項の規定（これらの
規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金
属・プラスチック物品再生業者とみなす。

（新設）

（新設）

改正案	現行
<p>第三章 登録及び許可</p> <p>第一節 引取業者の登録</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第四十五条 都道府県知事は、引取業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第四十三条第一項第五号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）<u>（第四章の二の規定及び当該規定に係る罰則を除く。第五十六条第一項第二号及び第六十二条第一項第二号ハにおいて同じ。）</u>又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつ</p>	<p>第三章 登録及び許可</p> <p>第一節 引取業者の登録</p> <p>（登録の拒否）</p> <p>第四十五条 都道府県知事は、引取業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第四十三条第一項第五号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p>

た日から二年を経過しない者

三〇七 (略)

2 (略)

第七章 雑則

(関連事業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第二百二十二条 (略)

2 解体業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。))又は産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。))の収集若しくは運搬又は処分(再生を含む。以下同じ。))に該当するものに限る。第十五項において同じ。)を業として実施することができる。ただし、第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

3 破砕業者は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、第六十七条第一項の許可を受けた事業の範囲内において、解体自動車の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分)に該当するものに限る。第十七項において同じ。)を業として実施することができる。ただし、第七十二条において読み替えて準用する第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

三〇七 (略)

2 (略)

第七章 雑則

(関連事業者等に係る廃棄物処理法の特例)

第二百二十二条 (略)

2 解体業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。))又は産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。))の収集若しくは運搬又は処分(再生を含む。以下同じ。))に該当するものに限る。を業として実施することができる。ただし、第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

3 破砕業者は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、第六十七条第一項の許可を受けた事業の範囲内において、解体自動車の再資源化に必要な行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分)に該当するものに限る。を業として実施することができる。ただし、第七十二条において読み替えて準用する第六十六条の規定によりその事業の停止を命ぜられた場合は、この限りでない。

4
5
14
(略)

15) その再資源化の対象とする使用済自動車又は解体自動車を解体することによって分離し、回収した部品、材料その他の有用なものが要適正保管使用済金属・プラスチック物品(廃棄物処理法第二条第八項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項及び第十七項において同じ。)に相当する場合における解体業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管(当該有用なものに相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。)に該当する行為を業として実施することができる。

16) その再資源化の対象とする使用済自動車又は解体自動車を解体することによって分離し、回収した部品、材料その他の有用なものが要適正再生使用済金属・プラスチック物品(廃棄物処理法第二条第九項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項及び第十八項において同じ。)に相当する場合における解体業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に必要な行為(一般廃棄物又は産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管に該当するものに限る。)と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する再生及び保管(当該有用なものに相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。)に該当する行為を業として実施することができる。

4
5
14
(略)

(新設)

(新設)

17 その再資源化の対象とする解体自動車の破砕及び破砕前処理を行うことによつて分離し、回収した金属その他の有用なものが要適正保管使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における破砕業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、解体自動車の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該有用なものに相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

（新設）

18 その再資源化の対象とする解体自動車の破砕及び破砕前処理を行うことによつて分離し、回収した金属その他の有用なものが要適正再生使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における破砕業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、解体自動車の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管に該当するものに限る。）と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する再生及び保管（当該有用なものに相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

（新設）

19 第十五項に規定する解体業者及び第十七項に規定する破砕業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者（廃棄物処理法第二十四条の七第七項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者をいう。）とみなす。

（新設）

20 第十六項に規定する解体業者及び第十八項に規定する破砕業者は

、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者（廃棄物処理法第二十四条の十五第七項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者をいう。）とみなす。

（新設）

改正案	現行
<p>（認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例）</p> <p>第十三条 認定事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（<u>廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。</u>第七項及び第九項において同じ。）又は産業廃棄物（<u>廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。</u>次項及び第九項並びに次条第一項において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項及び第八項において同じ。）を業として実施することができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 認定事業者は、<u>廃棄物処理法第六条の二第八項、</u>第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は<u>廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）</u>の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（<u>廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。</u>次項及び第六項において同じ。）若しくは一般廃棄物処分業者（<u>廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。</u>次項及び第六項において同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（<u>廃棄物処理法第十四</u></p>	<p>（認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例）</p> <p>第十三条 認定事業者は、<u>廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項</u>又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為（一般廃棄物（<u>廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。</u>第七項において同じ。）又は産業廃棄物（<u>廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。</u>次項及び次条第一項において同じ。）の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。）を業として実施することができる。</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 認定事業者は、<u>廃棄物処理法第六条の二第六項、</u>第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は<u>廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）</u>の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（<u>廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。</u>次項及び第六項において同じ。）若しくは一般廃棄物処分業者（<u>廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。</u>次項及び第六項において同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（<u>廃棄物処理法第十四</u></p>

条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第六項において同じ。）若しくは産業廃棄物処分業者（産業廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。次項及び第六項において同じ。）とみなす。

5 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第八項、第七條第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6・7 (略)

8| その認定計画における再資源化事業の対象とする使用済小型電子機器等が要適正保管使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第八項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項において同じ。）に相当する場合における認定事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該使用済小型電子機器等に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

9| その認定計画における再資源化事業の対象とする使用済小型電子機器等が要適正再生使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第九項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品

条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第六項において同じ。）若しくは産業廃棄物処分業者（産業廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。次項及び第六項において同じ。）とみなす。

5 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七條第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6・7 (略)

(新設)

(新設)

をいう。以下この項において同じ。）に相当する場合における認定事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管に該当するものに限る。次項において同じ。）と生活環境の保全上同等の同条第一項本文に規定する再生及び保管（当該使用済小型電子機器等に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

10 前項に規定する認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定計画に記載された第十条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の前項に規定する再生及び保管に該当する行為を業として行うことができる。

11 第八項に規定する認定事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者（廃棄物処理法第二十四条の七第七項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者をいう。）とみなす。

12 第九項に規定する認定事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については

（新設）

（新設）

（新設）

、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者（廃棄物処理法第二十四条の十五第七項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者をいう。次項において同じ。）とみなす。

13 第十項に規定する者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項、第二十四条の十八及び第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

（新設）

○ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五章 市町村の分別収集及び再商品化</p> <p>（廃棄物処理法の特例）</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定法人の再委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者は、廃棄物処理法第六条の二第八項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。</p> <p>6・7（略）</p> <p>第六章 製造事業者等による自主回収及び再資源化</p> <p>（廃棄物処理法の特例）</p> <p>第四十一条 認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定に</p>	<p>第五章 市町村の分別収集及び再商品化</p> <p>（廃棄物処理法の特例）</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定法人の再委託を受けて分別収集物の再商品化に必要な行為を業として実施する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。</p> <p>6・7（略）</p> <p>第六章 製造事業者等による自主回収及び再資源化</p> <p>（廃棄物処理法の特例）</p> <p>第四十一条 認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定に</p>

かわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項及び第八項において同じ。）を業として実施することができる。

2～4 (略)

5 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第八項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6・7 (略)

8| その認定自主回収・再資源化事業計画における自主回収・再資源化事業の対象とする使用済プラスチック使用製品が要適正保管使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第八項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項及び第五十一条第六項において同じ。）に相当する場合における認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該使用済プラスチック使用製品に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を

かわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。）を業として実施することができる。

2～4 (略)

5 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6・7 (略)

(新設)

業として実施することができる。

9| その認定自主回収・再資源化事業計画における自主回収・再資源化事業の対象とする使用済プラスチック使用製品が要適正再生使用済金属・プラスチック物品（廃棄物処理法第二条第九項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品をいう。以下同じ。）に相当する場合における認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定自主回収・再資源化事業計画に従って行う使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の処分及び当該処分を行う保管に該当するものに限る。次項において同じ。）と生活環境の保全上同等の同条第一項本文に規定する再生及び保管（当該使用済プラスチック使用製品に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

10| 前項に規定する認定自主回収・再資源化事業者の委託を受けて使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定自主回収・再資源化事業計画に記載された第三十九条第二項第五号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該使用済プラスチック使用製品の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の前項に規定する再生及び保管に該当する行為を業として実施することができる。

11| 第八項に規定する認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む）

（新設）

（新設）

（新設）

〔の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者（廃棄物処理法第二十四条の七第七項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者をいう。第五十一条第九項において同じ。）とみなす。〕

12 第九項に規定する認定自主回収・再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。〔の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者（廃棄物処理法第二十四条の十五第七項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者をいう。以下同じ。）とみなす。〕

13 第十項に規定する者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項、第二十四条の十八及び第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。〔の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。〕

第七章 排出事業者による排出の抑制及び再資源化等

（廃棄物処理法の特例）

第五十条 認定再資源化事業者（第四十八条第一項第一号に掲げる者に限る。第三項において同じ。）の委託を受けてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分）に該当するものに限る。以下この項において同じ。を業として実施する者（認定再資源化事業計画に記載された同条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第十四条

（新設）

（新設）

第七章 排出事業者による排出の抑制及び再資源化等

（廃棄物処理法の特例）

第五十条 認定再資源化事業者（第四十八条第一項第一号に掲げる者に限る。〔の委託を受けてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分）に該当するものに限る。以下この項において同じ。〕を業として実施する者（認定再資源化事業計画に記載された同条第二項第六号に規定する者に限る。〕は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規

第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

2 (略)

3 その認定再資源化事業計画において再資源化事業の対象とするプラスチック使用製品産業廃棄物等が要適正再生使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における認定再資源化事業者の委託を受けてプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を業として実施する者（認定再資源化事業計画に記載された第四十八条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第二十四条の第十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けず、当該認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する再生及び保管（当該プラスチック使用製品産業廃棄物等に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

4 前項に規定する者は、廃棄物処理法第二十四条の第十五第七項、第二十四条の十八及び第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

第五十一条 認定再資源化事業者（第四十八条第一項第二号に掲げる

定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施することができる。

2 (略)

(新設)

(新設)

第五十一条 認定再資源化事業者（第四十八条第一項第二号に掲げる

者に限る。以下この条において同じ。）は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分）に該当するものに限る。第六項において同じ。）を業として実施することができる。

2 (略)

3 認定再資源化事業者の委託を受けて第一項に規定する行為を業として実施する者（認定再資源化事業計画に記載された第四十八条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第十四条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けず、第一項に規定する行為を業として実施することができる。

4・5 (略)

6| その認定再資源化事業計画において再資源化事業の対象とするプラスチック使用製品産業廃棄物等が要適正保管使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における認定再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該プラスチック使用製品産業廃棄物等に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

7| その認定再資源化事業計画において再資源化事業の対象とするプラスチック使用製品産業廃棄物等が要適正再生使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における認定再資源化事業者は、廃棄物

者に限る。以下この条において同じ。）は、廃棄物処理法第十四条第一項又は第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分）に該当するものに限る。）を業として実施することができる。

2 (略)

3 認定再資源化事業者の委託を受けて第一項に規定する行為を業として実施する者（認定再資源化事業計画に記載された第四十八条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第十四条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けず、第一項に規定する行為を業として実施することができる。

4・5 (略)

(新設)

(新設)

処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けず、認定再資源化事業計画に従って行うプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為（産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管に該当するものに限る。次項において同じ。）と生活環境の保全上同等の同条第一項本文に規定する再生及び保管（当該プラスチック使用製品産業廃棄物等に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

8| 前項に規定する認定再資源化事業者の委託を受けてプラスチック

使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定再資源化事業計画に記載された第四十八条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けず、当該プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の前項に規定する再生及び保管に該当する行為を業として実施することができる。

9| 第六項に規定する認定再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四

条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者とみなす。

10| 第七項に規定する認定再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四

条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみ

なす。

11 第八項に規定する者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項、第二十四条の十八及び第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

（新設）

改正案	現行
<p>第三章 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化</p> <p>第二節 高度再資源化事業計画の認定等</p> <p>（廃棄物処理法の特例）</p> <p>第十三条 認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項及び第十一項において同じ。）を業として実施することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第六条の二第八項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理</p>	<p>第三章 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化</p> <p>第二節 高度再資源化事業計画の認定等</p> <p>（廃棄物処理法の特例）</p> <p>第十三条 認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為（一般廃棄物（廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものに限る。第三項において同じ。）を業として実施することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理</p>

法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者(産業廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6 第三項に規定する者は、産業廃棄物処理法第六条の二第八項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は産業廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

7
7
10 (略)

11 11 その認定高度再資源化事業計画において高度再資源化事業の対象とする廃棄物が要適正保管使用済金属・プラスチック物品(産業廃棄物処理法第二条第八項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項及び第十八条第七項において同じ。)に相当する場合における認定高度再資源化事業者は、産業廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管(当該産業廃棄物に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。)に該当する行為を業として実施することができる。

12 12 その認定高度再資源化事業計画において高度再資源化事業の対象とする廃棄物が要適正再生使用済金属・プラスチック物品(産業廃棄物

法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者(産業廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。)若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6 6 第三項に規定する者は、産業廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)又は産業廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

7
7
10 (略)

(新設)

(新設)

処理法第二条第九項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品をいう。以下この項及び第十八条第八項において同じ。）に相当する場合における認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の処分及び当該処分のために行う保管に該当するものに限る。次項において同じ。）と生活環境の保全上同等の同条第一項本文に規定する再生及び保管（当該廃棄物に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

13 前項に規定する認定高度再資源化事業者の委託を受けて再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定高度再資源化事業計画に記載された第十一条第二項第六号に規定する者に限る。）は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の前項に規定する再生及び保管に該当する行為を業として実施することができる。

14 第十一項に規定する認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者（廃棄物処理法第二十四条の七第七項に規定する要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者をいう。第十八条第九項において同じ。）とみなす。

15 第十二項に規定する認定高度再資源化事業者は、廃棄物処理法第

（新設）

（新設）

（新設）

二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者（廃棄物処理法第二十四条の十五第七項に規定する要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者をいう。次項及び第十八条第十項において同じ。）とみなす。

16 第十三項に規定する者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項、第二十四条の十八及び第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

第三節 高度分離・回収事業計画の認定等

（廃棄物処理法の特例）

第十八条 認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第七条第六項又は第十四条第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。第七項及び第八項において同じ。）を業として実施することができる。

2 (略)

3 認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第六条の二第八項、第七条第十三項から第十六項まで及び第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十七項まで及び第十四条

（新設）

第三節 高度分離・回収事業計画の認定等

（廃棄物処理法の特例）

第十八条 認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第七条第六項又は第十四条第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為（一般廃棄物又は産業廃棄物の処分に該当するものに限る。）を業として実施することができる。

2 (略)

3 認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項から第十六項まで及び第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十七項まで及び第十四条

の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

4～6（略）

7| その認定高度分離・回収事業計画において高度分離・回収事業の対象とする廃棄物が要適正保管使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する保管（当該廃棄物に相当する要適正保管使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

8| その認定高度分離・回収事業計画において高度分離・回収事業の対象とする廃棄物が要適正再生使用済金属・プラスチック物品に相当する場合における認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、認定高度分離・回収事業計画に従って行う再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の同項本文に規定する再生及び保管（当該廃棄物に相当する要適正再生使用済金属・プラスチック物品について行うものに限る。）に該当する行為を業として実施することができる。

9| 第七項に規定する認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第二十四条の七第七項から第九項まで、第二十四条の十一及び第二十四条の二十四第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業者とみなす。

の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物処分業者とみなす。

4～6（略）

（新設）

（新設）

（新設）

10) 第八項に規定する認定高度分離・回収事業者は、廃棄物処理法第二十四条の十五第七項及び第八項、第二十四条の十八並びに第二十四条の二十四第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業者とみなす。

（新設）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（会社の目的）</p> <p>第一条 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理及び非常災害廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条の三第一項に規定する非常災害廃棄物をいう。以下同じ。）の適正な処理の円滑かつ迅速な実施その他環境の保全に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び非常災害廃棄物の処理に係る事業並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p style="text-align: center;">（株式の政府保有）</p> <p>第四条 政府は、会社が第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事業及びこれらに附帯する事業（第十六条第一号において「中間貯蔵に係る事業」という。）<u>、同項第四号に掲げる事業及びこれに附帯する事業（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業」</u></p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（会社の目的）</p> <p>第一条 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理その他環境の保全に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p style="text-align: center;">（株式の政府保有）</p> <p>第四条 政府は、会社が第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事業及びこれらに附帯する事業（第十六条第一号において「中間貯蔵に係る事業」という。）<u>又は同項第四号に掲げる事業及びこれに附帯する事業（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業</u></p>

という。)又は同項第五号及び第六号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を営む間、会社の発行済株式の総数を保有していなければならぬ。

第二章 事業等

(事業の範囲)

第七条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を営むものとする。

一〜四 (略)

五 市町村又は都道府県に対し、非常災害廃棄物の処理の方策に関する提案、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他の非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な援助を行うこと。

六 国の委託を受けて、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の市町村及び都道府県に対する提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。

七 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと(第三号及び前号に掲げるものを除く。)

八 (略)

2 (略)

「という。」を営む間、会社の発行済株式の総数を保有していなければならぬ。

第二章 事業等

(事業の範囲)

第七条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を営むものとする。

一〜四 (略)

(新設)

(新設)

五 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと(第三号に掲げるものを除く。)

六 (略)

2 (略)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考（略）	法律（略）	法律（略）
事務	事務	事務	事務
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和三十五年法律第三十七号）</p> <p>第十二条第三項及び第四項、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の三第七項、第十二条の五第九項、第十条の六、第十二条の七第一項、第二項、第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七項、第九項及び第十項、第十四条第一項、第二項、第六項及び第七項、第十四条の二第二項、同条第三項において読み替えて準用する第七條の二第三項及び第四項、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の三の二第一項及び第二項（これらの規定を第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十四条の四第一項、第二項、第六項及び第七項、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七條の二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十五条の二第三項（第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）及び第五項、第十五条の二の二第一項、第十五条の二の四において読み替えて準用する第八条の五</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和三十五年法律第三十七号）</p> <p>第十二条第三項及び第四項、第十二条の二第三項及び第四項、第十二条の三第七項、第十二条の五第九項、第十条の六、第十二条の七第一項、第二項、第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七項、第九項及び第十項、第十四条第一項、第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第七項、第十四条の二第二項において準用する第七條の二第三項及び第四項、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の三の二第一項（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二項（第十四条の六において準用する場合を含む。）及び第二項（第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七條の二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から第六項まで（第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する第七條の二第三項及び第四項、第十五条第一項、同条第四項から</p>		

)	(略)	十の規定により都道府県が行うこととされている事務
)	(略)	

改正案	現行
<p>（廃棄物処理の特例） 第八十六条の五（略） 2～4（略） 5 環境大臣は、前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは、廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下この条において同じ。）に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準（以下この条において「<u>廃棄物処理特例基準</u>」という。）は、<u>廃棄物処理法</u>第六條の二第二項及び第四項、第十二條第一項並びに第十二條の二第一項に規定する基準とみなす。</p> <p>6～13（略）</p>	<p>（廃棄物処理の特例） 第八十六条の五（略） 2～4（略） 5 環境大臣は、前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは、廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下この条において同じ。）に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準（以下この条において「<u>廃棄物処理特例基準</u>」という。）は、<u>廃棄物処理法</u>第六條の二第二項及び第三項、第十二條第一項並びに第十二條の二第一項に規定する基準とみなす。</p> <p>6～13（略）</p>

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（船舶からの廃棄物の排出の禁止）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十条の六第一項の許可を受けてするもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第六条の二第二項若しくは第四項又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の政令において海洋を投入処分 の場所とすることができるものと定めた廃棄物</p> <p>ロ（略）</p> <p>六〜八（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（船舶からの廃棄物の排出の禁止）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号のいずれかに該当する廃棄物の排出については、適用しない。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 次に掲げる廃棄物の排出であつて、第十条の六第一項の許可を受けてするもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第六条の二第二項若しくは第三項又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の政令において海洋を投入処分 の場所とすることができるものと定めた廃棄物</p> <p>ロ（略）</p> <p>六〜八（略）</p> <p>3（略）</p>

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（廃棄物処理の特例） 第百二十四条（略）</p> <p>2 環境大臣は、前項の特例地域（以下この条において単に「特例地域」という。）を指定したときは、特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準（以下この条において「特例基準」という。）は、廃棄物処理法第六条の二第二項及び第四項、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（廃棄物処理の特例） 第百二十四条（略）</p> <p>2 環境大臣は、前項の特例地域（以下この条において単に「特例地域」という。）を指定したときは、特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準（以下この条において「特例基準」という。）は、<u>廃棄物処理法第六条の二第二項及び第三項</u>、第十二条第一項並びに第十二条の二第一項に規定する基準とみなす。</p> <p>3～5（略）</p>

○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 この法律において「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」、「産業廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」、「一般廃棄物処理基準」、「特別管理一般廃棄物処理施設」、「産業廃棄物処理基準」及び「産業廃棄物処理施設」の意義は、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項から第五項まで、第六条の二第二項及び第三項、第八条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項並びに第十五条第一項に規定する当該用語の意義による。</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 この法律において「一般廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」、「産業廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」、「一般廃棄物処理基準」、「特別管理一般廃棄物処理施設」、「産業廃棄物処理基準」及び「産業廃棄物処理施設」の意義は、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項から第五項まで、第六条の二第二項及び第三項、第八条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項並びに第十五条第一項に規定する当該用語の意義による。</p>

<p>十一の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の三十三第一項の政令で定める市の長</p>	
<p>十一の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の三十三第一項の政令で定める市の長</p>	<p>可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条の二の六第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条の二の六第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第二十条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

	<p>一項の許可に関する事務のうち、同法第二十四条の三十三第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>別表第三（第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係） 提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関</p>	<p>事 務</p>
<p>二十八 都道府県知事</p>	<p>（略） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同法第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同法第二項</p>

<p>別表第三（第三十条の十一、第三十条の四十四の四関係） 提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関</p>	<p>事 務</p>
<p>二十八 都道府県知事</p>	<p>（略） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同法第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同法第二項</p>

(略)	
(略)	<p>の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条の二第六項の届出、同法第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第二十条の二第一項の登録、同法第二十条の七第一項の許可、同条第二項の更新、同法第二十四条の八第一項の許可、同条第三項（同法第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十四条の十五第一項の許可、同条第二項の更新又は同法第二十四条の十六第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

(略)	
(略)	<p>更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条の二第六項の届出、同法第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第二十条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

別表第四（第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係）	
提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務
(略)	(略)
十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市の長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同法第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同法第二項の更新、同法第六項の許可、同法第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同法第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同法第二項の更新、同法第六項の許可、同法第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可

別表第四（第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係）	
提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関	事務
(略)	(略)
十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の二第一項の政令で定める市の長	廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同法第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同法第二項の更新、同法第六項の許可、同法第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同法第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同法第二項の更新、同法第六項の許可、同法第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可

<p>十の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十四条の三十三第一項の政令で定める市の長</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第二十四条の七第一項の許可、同法第二項の更新、同法第二十四条の八第一項の許可、同法第三項（同法第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十四条の十五第一項の許可、同法第二項の更新又は同法第二十四条の十六第一項の許可に関する事務のうち、同法第二十四条の三十三第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	<p>、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第二十条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第二項の登録に関する事務のうち、同法第二十四条の二第一項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

別表第五（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

一（三十二の二）（略）

三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同条第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第二十条の二第一項の登録、同法第二十四条の七第一項の許可、同条第二項の更新、同法第二十四条の八第一項の許可、同条第三項（同法第二十四条の十六第三項において準用する場合を含む。）の届出、同法第二十四条の十五第一項の許可、同条第二項の更新又は同法第二十四条の十六第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十四（略）

別表第五（第三十条の十五、第三十条の四十四の六関係）

一（三十二の二）（略）

三十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による同法第八条第一項若しくは第九条第一項の許可、同法第九条の二の四第一項の認定、同法第九条の五第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の許可、同法第九条の六第一項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の認可、同法第九条の七第二項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の届出、同法第十二条の七第一項若しくは第七項の認定、同条第九項の届出、同法第十四条第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の二第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十四条の四第一項の許可、同条第二項の更新、同条第六項の許可、同条第七項の更新、同法第十四条の五第一項の許可、同条第三項において準用する同法第七条の二第三項の届出、同法第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可、同条第三項において準用する同法第九条第三項の届出、同法第十五条の三の三第一項の認定、同法第十七条の二第一項の届出又は同法第二十条の二第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十四（略）

改正案	現行
<p>（廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理） 第二十四条（略）</p> <p>2 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第三項中「爆発性」とあるのは「<u>廃棄物の焼却施設に係る燃え殻その他の爆発性</u>」と、同条第五項中「爆発性」とあるのは「<u>廃棄物の焼却施設に係る燃え殻その他の爆発性</u>」と、同法第六条の二第四項中「基準は」とあるのは「<u>基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第一項に定めるもののほか</u>」と、同法第十二条の二第一項中「政令」とあるのは「<u>ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項に定めるもののほか、政令</u>」と読み替えて、同法の規定を適用する。</p>	<p>（廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理） 第二十四条（略）</p> <p>2 廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第三項中「爆発性」とあるのは「<u>廃棄物の焼却施設に係る燃え殻その他の爆発性</u>」と、同条第五項中「爆発性」とあるのは「<u>廃棄物の焼却施設に係る燃え殻その他の爆発性</u>」と、同法第六条の二第三項中「基準は」とあるのは「<u>基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十四条第一項に定めるもののほか</u>」と、同法第十二条の二第一項中「政令」とあるのは「<u>ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第一項に定めるもののほか、政令</u>」と読み替えて、同法の規定を適用する。</p>

改正案	現行
<p>（廃棄物処理法の特例） 第十四条（略） 2～4（略） 5 認定事業者は、廃棄物処理法第六条の二第八項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。）若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。次項及び第七項において同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（産業廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。）若しくは産業廃棄物処分業者（産業廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。次項及び第七項において同じ。）とみなす。</p> <p>6 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第八項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十六項まで及び第十四条の三の三</p>	<p>（廃棄物処理法の特例） 第十四条（略） 2～4（略） 5 認定事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。）若しくは一般廃棄物処分業者（廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。次項及び第七項において同じ。）又は産業廃棄物収集運搬業者（産業廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第七項において同じ。）若しくは産業廃棄物処分業者（産業廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。次項及び第七項において同じ。）とみなす。</p> <p>6 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十三項から第十六項まで及び第十四条の三の三</p>

7・8 (略)
の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

7・8 (略)
の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。